

仕 様 書

この仕様書は、別府防衛事務所除草及び樹木管理業務について適用する。

- 1 業務の名称：令和 8 年度別府防衛事務所除草及び樹木管理業務
- 2 業務の目的：
 - (1) 別府防衛事務所庁舎敷地内に繁茂する雑草の除去
 - (2) 樹木の剪定及び病虫害発生防止のための薬剤散布
- 3 履行場所：別府防衛事務所（別府市大字別府 3 0 5 1－1）
- 4 履行期間：契約日から令和 8 年 1 2 月 2 5 日（金）まで
- 5 実施回数：除 草 2 回
樹木剪定 1 回
薬剤散布 1 回
- 6 履行内容：
 - (1) 共通事項
 - ア 作業は原則として開庁日（土、日、祝日を除く日）に実施するものとする。
 - イ 実施日時については、事前に別府防衛事務所担当者と協議すること。
 - (2) 除草
 - ア 除草作業は、別紙 1 の範囲内において実施すること。
 - イ 伸びた雑草をできるだけ地際に近い位置で刈り払うこと。
 - ウ フェンス際に巻き付いた雑草等、側溝に堆積した落葉や塵芥等を取り除くこと。
 - エ 除草作業実施中は、歩行者、通行車両、建物等に飛び石等による被害が及ばないように、最善の注意を払うこと。特に、歩道に面しているフェンス際を刈る際は厳重に注意すること。

オ 除草完了後は、草、塵芥、落ち葉、枝等を散乱しないよう寄せ集め、清掃を行うこと。

カ パッカー車もしくはそれに代わる塵芥収集専用車両を用意し、受注者の責任において全て敷地外へ搬出・運搬すること。また、搬出・運搬中に刈草等が散乱しないように注意すること。

(3) 樹木剪定

ア 剪定対象木は別紙2のとおりとする。

イ 弱剪定を行う。

ウ 樹種及び形状、環境等に応じて最も適切な剪定方法により行うこと。

エ 敷地外にはみ出している枝についてはできる限り枝落としを行うこと。
その際、転倒や落下等の被害防止に万全を期した上、歩行者の安全、公共物等に十分に留意すること。

オ 切り落とした枝葉は、速やかに片付け搬出すること。

(4) 樹木薬剤散布

ア 薬剤散布対象木は別紙2のとおりとする。

イ 天候を考慮し行うこと。

ウ 歩行者や通行車両に薬剤がかからないよう、万全の注意を払って行うこと。

エ 環境に配慮した薬剤を使用し、メーカー仕様の希釈率及び散布量を遵守すること。

7 注意事項：

(1) 作業に従事する作業者の安全管理については、関係法規を遵守すること。
けがや事故等がないように十分に留意すること。

(2) 歩行者や通行車両の支障となることがないように十分注意し作業すること。
特に近隣小中学校の通学路となっていること、駅前の通りであることから、通勤通学及び帰宅時間帯は避けること。

(3) 作業中において、建物及び工作物に対し破損及び汚損等を生じさせた場合は、速やかに発注者へ報告し、元の状態に復すること。

8 写真撮影

- (1) 除草及び樹木剪定については、作業前、作業後の写真を撮影し、発注者へ提出すること。
- (2) 薬剤散布については、使用薬剤の名称が分かる容器及び希釈の状況を撮影し、発注者へ提出すること。

9 検査等：

各作業終了後、別府防衛事務所担当者の検査を受けるものとする。

10 請求及び支払：

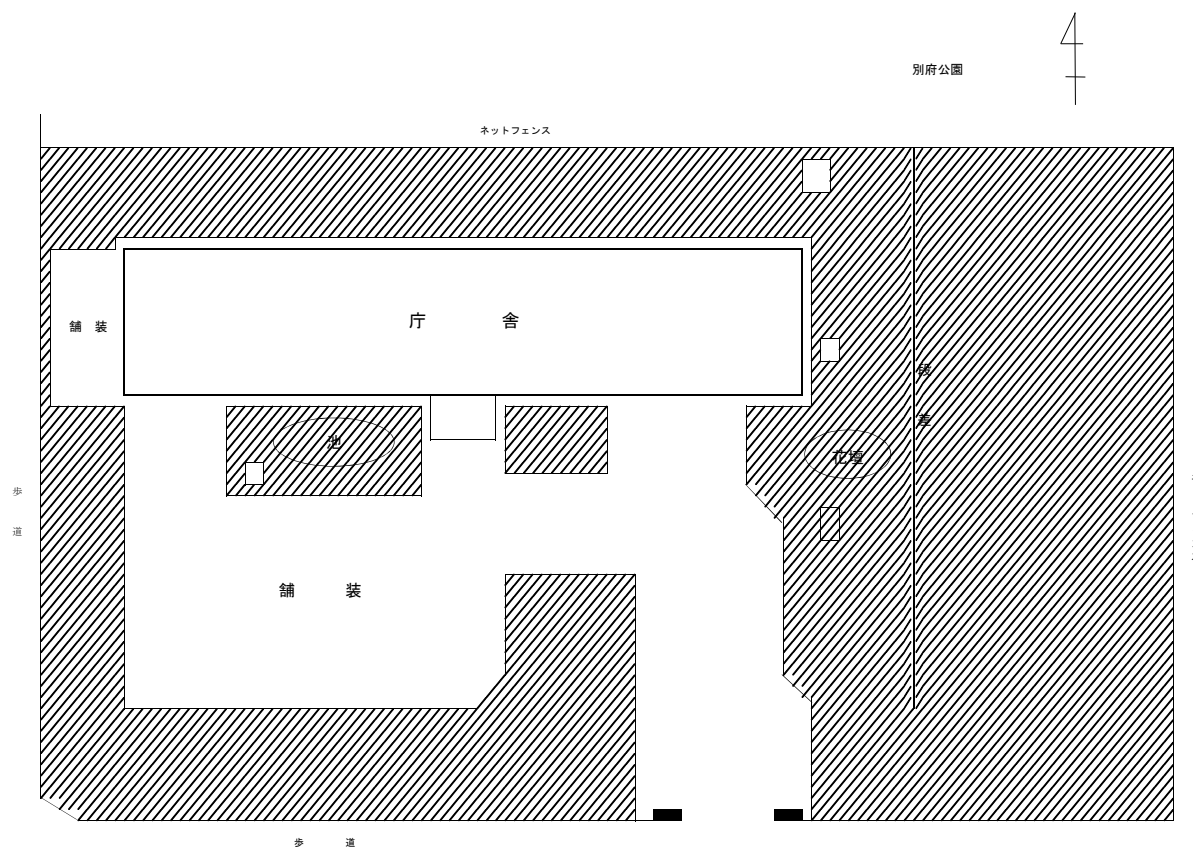
本業務が全て完了し、別府防衛事務所担当者の検査に合格したときは、請求書を提出するものとする。発注者は請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

11 その他：

作業に際し、本仕様書により疑義が生じた場合は、受注者と発注者で協議するものとする。

別府防衛事務所除草箇所平面図

(案内図)



除草面積(斜線部分) 934 m²

・ ・ ・ 除草箇所

別府防衛事務所樹木配置図

別府公園

